

新型コロナウイルス感染症対策における固定資産税・都市計画税の軽減について

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している中小事業者等に対して、令和3年度の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税を軽減します。

1 対象となる事業者

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入（売上高や事業収益など。給付金や補助金収入などは含みません。）が、前年の同期間と比較して、下表の割合で減少している中小事業者等（※）

事業収入の減少割合	軽減する割合
30%以上50%未満	2分の1
50%以上	全額

（※）中小事業者等とは、

- ・従業員数が1,000人以下の個人事業主
- ・資本金または出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金または出資金を有しない法人の場合、従業員数が1,000人以下の法人

2 軽減対象

償却資産及び事業用家屋に対する令和3年度分の固定資産税・都市計画税（※土地は対象となりません。）

※詳細は、町ホームページでご確認いただくか、税務課 資産税係までお問い合わせください。

■問い合わせ 下諏訪町 税務課 資産税係 電話27-1111（内線234・235）

3 申告方法

（1）中小事業者等は、認定経営革新等支援機関等（※）に①中小事業者等であること、②事業収入の減少、③特例対象家屋の居住用・事業用割合について確認を受ける。（下諏訪町の特例申告書使用）

（2）中小事業者等は、下諏訪町税務課資産税係に認定経営革新等支援機関等が確認した申告書及び同機関に提出した書類一式とともに軽減を申告する。

●認定経営革新等支援機関等への提出書類

- ① 特例申告書（下諏訪町様式）
- ② 収入が減少したことを証する書類（写）
- ③ 特例対象資産一覧（事業用家屋を有する場合）

（※）認定経営革新等支援機関等とは、税理士、税理士法人、会計士、中小企業診断士、商工会議所等

4 申告期間

令和3年1月4日（月）～令和3年2月1日（月）
※期限を過ぎると軽減を受けることができません。

コロナ対策へのご協力をお願いします

信州版「新たな日常のすゝめ」冬ver.

ウイルスを目・鼻・口から入れないことが最も重要です。

基本的な感染防止策（マスクの着用、人と人との距離の確保、3密を避ける、大声を出さない）を徹底いただき、感染を防止するための行動を自ら考え実践し、信州の寒い冬を元気に乗り切りましょう！

会食を行うときは

- ・飲酒は**少人数・短時間**で、深酒は控え**適度な酒量**で
- ・箸やコップなどは**使いまわさない**
- ・席の配置は**斜め向かい**に
- ・**ガイドライン**を遵守したお店で



換気の工夫

- ・機械換気による**常時換気**を
- ・機械換気が設置されていない場合は、**窓を常に少し開けて換気**を実施（室温は18℃以上を目安）



保湿の実施

- ・加湿器の使用や洗濯物の室内干しで**加湿**を実施（湿度40%以上を目安）
- ・こまめな**拭き掃除**を



こんな場面が危険です

- ・**マスクなし**での会話（感染事例：昼カラオケなど）
- ・仕事での休憩時間に入った時など、**気の緩みや環境の変化が起こる場面**（感染事例：休憩室、喫煙所、更衣室など）
- ・狭い空間での**共同生活**（感染事例：寮の部屋、共用トイレなど）

